

平成28年第11回（12月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成28年12月9日(金)
開会10時00分 閉会10時54分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 16名

出席委員数 16名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木	輝義	高原	孝幸
瀬口	勝美	宇佐	正人
井上	幸子	太田	克弘
樋口	翌	菊	啓治
奥家	信弘	守口	正典
賀部	正直	豊田	和義
是木	則幸	土屋	豊一
若山	清敏	畑田	英文

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請書について 2件

議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について 2件

議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について 1件

議案第19号 農地の賃借料情報の公表について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、奥家 志穂

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方におかれましては、年度末の何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成28年第11回(12月)総会を開催いたします。 開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	皆さんおはようございます。ここ何日かは大変寒くなりました。皆様方にはお忙しい中お集まりいただき有難うございます。それでは、ただいまから平成28年第11回(12月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には菊委員、守口委員のお二人を指名いたします。 それでは、議事に入ります。「議案第16号 農地法第3条の規

事務局	<p>定による許可申請書について」を上程いたします。今回 2 箇所の案件のようです。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは 1 ページをご覧ください。「議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書について」です。先ず番号 1 の説明です。</p> <p>この案件は譲渡（売買）契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">申請農地：吉富町大字別府 280 番地</td> <td style="width: 10%;">畑</td> <td style="width: 30%;">129 m²</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字別府 331 番地</td> <td>畑</td> <td>414 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>543 m²</td> </tr> </table> <p>譲渡人：中津市大字上宮永〇〇番地〇 O. K 譲受人：吉富町大字別府〇〇〇番地 O. H</p> <p>（その他議案内容朗読及び P 2 から P 8 説明）</p> <p>本申請は、農地法第 3 条許可の不許可要件の 7 項目のいずれにも該当いたしません。O. K さんは農地の管理が難しいとのことで今回 O. H さんに譲渡ということで経営面積は 4,671 m² となり、本町の農地下限面積の 30 a 以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>	申請農地：吉富町大字別府 280 番地	畑	129 m ²	吉富町大字別府 331 番地	畑	414 m ²		計	543 m ²
申請農地：吉富町大字別府 280 番地	畑	129 m ²								
吉富町大字別府 331 番地	畑	414 m ²								
	計	543 m ²								
是木会長	<p>それでは、地元委員の太田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>									
太田委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人は農地の管理が出来ないと言うことでの譲渡ですので問題ないと思われま</p>									
是木会長	<p>太田委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>									
各委員	<p>（質疑なし）</p>									
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第 16 号－1 については承認することにご異議はございませんか。</p>									
各委員	<p>（異議なし）</p>									
是木会長	<p>それでは、議案第 16 号－1 に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、議案第 16 号－2 について事務局より説明をお願いします。</p>									
事務局	<p>次に番号 2 の説明です。再度 1 ページをご覧ください。この案件は、譲渡（贈与）契約に基づき、農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">申請農地：吉富町大字別府 282 番地</td> <td style="width: 10%;">畑</td> <td style="width: 30%;">320 m²</td> </tr> </table> <p>譲渡人：中津市大字中殿〇〇〇番地〇 M. S 譲受人：吉富町大字別府〇〇〇番地 O. H</p> <p>（その他議案内容朗読及び P 9 から P 13 説明）</p> <p>本申請は、農地法第 3 条許可の不許可要件の 7 項目のいずれにも該当いたしません。M さんは農地の管理が難しいとのことで今回 O さんに譲渡ということで O さんの経営面積は 4,671 m² となり、</p>	申請農地：吉富町大字別府 282 番地	畑	320 m ²						
申請農地：吉富町大字別府 282 番地	畑	320 m ²								

<p>是木会長</p>	<p>本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
<p>太田委員</p>	<p>それでは、地元委員の太田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>是木会長</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。ご本人は農地の管理が出来ないということでの譲渡ですので問題ないと思われま</p>
<p>各委員</p>	<p>太田委員並びに事務局より説明がありました。</p>
<p>是木会長</p>	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>(質疑なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>ございませんようでしたら、議案第16号-2については承認することに異議はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>是木会長</p>	<p>それでは、議案第16号-2に関しては承認することと決めます。これにより「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。</p>
<p>事務局</p>	<p>つづいて「議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。今回2箇所の案件のようです。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは14ページをご覧ください。「議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書について」です。先ず番号1の説明です。この案件は自己所有農地を貸駐車場にするための4条転用申請となっています。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請農地：吉富町大字今吉237番地1 田 429㎡ 吉富町大字楡生6番地3 田 4.05㎡ 計 433.05㎡</p>
<p>事務局</p>	<p>申請人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 T. H 転用理由：貸駐車場 (その他議案内容朗読及びP14からP24説明)</p>
<p>是木会長</p>	<p>平成20年7月に県より農振除外の許可が下りている案件です。農地区分については、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、第1種の例外要件の農地であると判断されます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
<p>豊田委員</p>	<p>それでは、地元委員の豊田委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>
<p>是木会長</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。周辺には家が立ち並んでいますし、貸駐車場なので、排水は発生しないので問題ないと思われま</p>
<p>是木会長</p>	<p>豊田委員並びに事務局より説明がありました。</p>

<p>各委員 是木会長</p>	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いいたします。 (質疑なし) ございませんようでしたら、議案第17号-1については承認することにご異議はございませんか。</p>									
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第17号-1に関しては承認することと決めます。 続きまして、議案第17号-2について事務局より説明をお願いします。 次に番号2の説明です。再度14ページをご覧ください。この案件は、自己所有農地を貸駐車場にするための4条転用申請となっています。</p> <table border="0" data-bbox="448 734 1310 864"> <tr> <td>申請農地：吉富町大字広津470番地2</td> <td>田</td> <td>332㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字広津470番地4</td> <td>田</td> <td>49㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>381㎡</td> </tr> </table> <p>申請人：春日市小倉東〇丁目〇〇番地 N. K 転用理由：貸駐車場 (その他議案内容朗読及びP25からP31説明)</p>	申請農地：吉富町大字広津470番地2	田	332㎡	吉富町大字広津470番地4	田	49㎡		計	381㎡
申請農地：吉富町大字広津470番地2	田	332㎡								
吉富町大字広津470番地4	田	49㎡								
	計	381㎡								
<p>是木会長</p>	<p>農地区分については都市計画用途区域内「第一種住居地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>									
<p>賀部委員</p>	<p>それでは、地元委員の賀部委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>									
<p>是木会長</p>	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。県道拡幅工事に伴う転用ですので問題ないと思われます。 賀部委員並びに事務局より説明がありました。</p>									
<p>各委員 是木会長</p>	<p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いいたします。 (質疑なし) ございませんようでしたら、議案第17号-2については承認することにご異議はございませんか。</p>									
<p>各委員 是木会長</p>	<p>(異議なし) それでは、議案第17号-2に関しては承認することと決めます。 これにより「議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は2箇所とも承認することとします。 つづいて「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>									
<p>事務局</p>	<p>それでは32ページをご覧ください。「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」です。この案件は、この農地を第三者へ所有権移転の伴う転用です。</p>									

	<p>申請農地：吉富町大字土屋361番地5 畑 38㎡ 譲渡人：大分市千代町〇丁目〇番〇ー〇〇号 U. Y 譲受人：吉富町大字土屋〇〇〇番地 I. H 転用理由：進入路 （その他議案内容朗読及びP33からP39説明） 農地区分については都市計画用途区域内「第一種低層住居専用地域」内の農地であることから第3種要件の農地であると判断されます。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>それでは、地元委員の土屋委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします。</p>
土屋委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。自宅への進入路建設に伴う転用ですので問題ないと思われれます。</p>
是木会長	<p>土屋委員並びに事務局より説明がありました。 ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第18号については承認することにご異議はございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>それでは、「議案第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」は承認することと決めます。 つづいて「議案第19号 農地の賃借料情報の公表について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。（P40議案朗読） この案件は、農地法第52条の規定により、農地の賃借料情報を提供する必要があるため、平成28年1月から11月までに締結された賃貸借における賃借料水準を公表するもので、役場前掲示板への公告、1月号広報及び町ホームページへの掲載を予定しています。 （公告内容、広報掲載文を資料に沿って朗読） 以上、よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>
各委員	<p>（質疑なし）</p>
是木会長	<p>それでは、議案19号につきまして承認することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>（異議なし）</p>
是木会長	<p>では、議案第19号については承認することとし、本日付けにて公告するとともに、1月号広報及び町のホームページにも掲載することとします。 次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>44ページをご覧ください。「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。</p> <p>TさんとMさん利用権ですが、Tさんの都合により耕作が出来ないということでの合意解約です。</p>
是木会長	<p>事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか。</p>
各委員	<p>(質疑なし)</p>
是木会長	<p>本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？</p>
事務局	<p>事務局より農業委員手帳を配布しますのでご活用ください。</p> <p>農業委員会法改正についての説明</p>
各委員	<p>(各地区内での情報交換)</p>
是木会長	<p>その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>予定どおり、1月11日(水)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
是木会長	<p>それでは、これもちまして平成28年第11回(12月)総会を閉会いたします。皆様、良い年をお迎え下さい。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">10時54分 閉会</p>